

令和元年8月定例教育委員会議案

中津市教育委員会

令和元年8月定例教育委員会提出案件

(令和元年8月16日提出)

(議案事項)

議第35号	令和元年度9月補正予算(第3号)について	P 1
議第36号	幼稚園の設置に関する条例の一部改正について	P 17
議第37号	中津市立幼稚園規則の一部改正について	P 21
議第38号	中津市立幼稚園保育料等規則の一部改正について	P 25
議第39号	令和2年度教育関連の政府予算に係る要請書について	P 35
議第40号	中津市教育委員会施策の点検・評価に関する報告書について	P 37

令和元年度9月補正予算（第3号）について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和元年8月16日提出

中津市教育委員会

教育長 栗 田 英 代

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	市税	11,043,792	0	11,043,792
	3 軽自動車税	283,632	0	283,632
10	地方特例交付金	213,483	15,776	229,259
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	132,573	15,776	148,349
11	地方交付税	10,550,000	70,560	10,620,560
	1 地方交付税	10,550,000	70,560	10,620,560
13	分担金及び負担金	166,197	1,300	167,497
	1 分担金	17,908	1,300	19,208
15	国庫支出金	6,474,817	133,678	6,608,495
	1 国庫負担金	5,064,476	76,426	5,140,902
	2 国庫補助金	1,382,183	57,252	1,439,435
16	県支出金	3,384,206	9,562	3,393,768
	2 県補助金	1,229,839	9,562	1,239,401
18	寄附金	103,302	712	104,014
	1 寄附金	103,302	712	104,014
19	繰入金	2,507,328	△294,161	2,213,167
	1 基金繰入金	2,507,325	△310,930	2,196,395
	2 特別会計繰入金	3	16,769	16,772
20	繰越金	1	670,028	670,029
	1 繰越金	1	670,028	670,029
21	諸収入	524,715	58,135	582,850
	5 雑入	452,381	58,135	510,516
22	市債	4,341,900	△147,275	4,194,625
	1 市債	4,341,900	△147,275	4,194,625
	歳 入 合 計	42,132,028	518,315	42,650,343

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	4,579,326	70,062	4,649,388
	1 総務管理費	3,662,905	70,039	3,732,944
	4 選挙費	205,390	23	205,413
3	民生費	15,845,658	213,897	16,059,555
	1 社会福祉費	6,844,626	37,777	6,882,403
	2 児童福祉費	6,966,296	176,120	7,142,416
4	衛生費	3,212,392	11,429	3,223,821
	1 保健衛生費	1,853,960	6,309	1,860,269
	2 清掃費	1,358,432	5,120	1,363,552
6	農林水産業費	1,977,776	100,338	2,078,114
	1 農業費	1,546,890	△23,722	1,523,168
	2 林業費	244,967	123,525	368,492
	3 水産業費	185,919	535	186,454
7	商工費	859,439	1,713	861,152
	1 商工費	859,439	1,713	861,152
8	土木費	4,546,199	58,520	4,604,719
	1 土木管理費	289,833	606	290,439
	2 道路橋りょう費	1,723,286	87,014	1,810,300
	3 河川費	105,960	13,000	118,960
	5 都市計画費	1,713,967	△42,100	1,671,867
9	消防費	1,595,599	6,731	1,602,330
	1 消防費	1,595,599	6,731	1,602,330
10	教育費	3,882,310	55,625	3,937,935
	1 教育総務費	727,533	170	727,703
	2 小学校費	496,357	112	496,469
	3 中学校費	474,746	53,592	528,338

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 幼稚園費	千円 260,917	千円 △193	千円 260,724
	6 保健体育費	805,745	1,944	807,689
	歳 出 合 計	42,132,028	518,315	42,650,343

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
教育費	中学校費	緑ヶ丘中学校校舎増築事業費	67,066

第3表 債務負担行為補正

1. 追加

事項	期間	限度額
複合機借上料（耶馬溪支所・総務課）	令和2年度まで	1千円以内
印刷機器借上料（耶馬溪支所・総務課）	令和2年度まで	4千円以内
職員研修委託料	令和2年度まで	130千円以内
行政ネットワーク機器借上料	令和3年度まで	612千円以内
内部情報システム機器借上料	令和4年度まで	720千円以内
イントラネット機器借上料	令和4年度まで	300千円以内
固定資産システム評価メンテナンス業務委託料	令和2年度まで	234千円以内
滞納管理システム使用料	令和2年度まで	14千円以内
クリーンプラザ運転管理業務委託料	令和2年度まで	3,300千円以内
清掃センター包括的運転維持管理委託料	令和2年度まで	2,820千円以内
農地基本台帳システム機器借上料	令和2年度まで	4千円以内
メール配信システム借上料（消防本部）	令和5年度まで	21千円以内
緑ヶ丘中学校校舎増築事業	令和2年度まで	271,034千円以内
緑ヶ丘中学校プレハブ借上料	令和2年度まで	99千円以内
学校給食第一・三光共同調理場調理配送業務委託料	令和2年度まで	2,484千円以内

2. 変更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
特定建築物耐震化促進事業補助金	令和2年度まで	28,284千円以内	令和2年度まで	28,793千円以内

第4表 地方債補正

1. 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業	9,200	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式 で借入れる資金について、 利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後 の利率)	政府資金及び大分県については、 その融資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定するものによ る。 ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、又は繰上 償還もしくは低利に借換えすることが できる。
林道自然災害防止対策事業	55,000	〔政府資金 大分県 銀所 の 他〕		

2. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市有財産整備事業	1,800	証書借入 又は 証券発行 〔政府資金 大分県 銀所 の 他〕	4.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 資金につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	政府資金 及び大分 県につ いては、 その融 資条件 により、 銀行そ の他の 場合 にはそ の債権 者と協 定する もの による。 ただし、 市財政 の都合 により 据置期 間及び 償還期 限を短 縮し、 又は繰 上償還 もしく は低利 に借換 えする ことが できる。	2,100	補正前 に 同 じ		
買い物支援事業	6,200				6,500			
児童福祉施設整備事業	80,700				88,600			
ごみ処理施設事業	101,700				103,000			
観光施設整備事業	206,600				185,100			
橋りょう長寿命化修繕事業	74,600				86,000			
道路橋りょう新設改良事業	356,700				359,800			
社会資本整備事業	249,800				276,500			
砂防事業	20,700				29,700			
街路事業	53,800				63,500			
公園施設長寿命化対策事業	8,200				10,900			
公園新設事業	112,800				80,400			
非常備消防施設整備事業	104,600				112,600			
防災事業	296,800				301,400			
緑ヶ丘中学校校舎増築事業	29,800				49,500			
臨時財政対策債	1,250,000				987,725			

2 歳 入

1 款 市税

3 項 軽自動車税

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
1		市税	11,043,792	0	11,043,792
	3	軽自動車税	283,632	0	283,632
	1	軽自動車税	283,632	△1,750	281,882
	2	環境性能割	0	1,750	1,750
10		地方特例交付金	213,483	15,776	229,259
	2	子ども・子育て支援臨時交付金	132,573	15,776	148,349
	1	子ども・子育て支援臨時交付金	132,573	15,776	148,349
11		地方交付税	10,550,000	70,560	10,620,560
	1	地方交付税	10,550,000	70,560	10,620,560
	1	地方交付税	10,550,000	70,560	10,620,560
13		分担金及び負担金	166,197	1,300	167,497
	1	分担金	17,908	1,300	19,208
	2	土木費分担金	0	1,300	1,300
15		国庫支出金	6,474,817	133,678	6,608,495
	1	国庫負担金	5,064,476	76,426	5,140,902
	1	民生費国庫負担金	5,052,483	52,043	5,104,526
	3	教育費国庫負担金	9,150	24,383	33,533

節		説 明	
区 分	金 額		
1 現年課税分	△1,750	現年課税分	△1,750
1 現年課税分	1,750	現年課税分	1,750
1 子ども・子育て支援臨時交付金	15,776	子ども・子育て支援臨時交付金	15,776
1 地方交付税	70,560	普通交付税	70,560
1 河川費分担金	1,300	市町村営急傾斜地崩壊対策事業分担金	1,300
2 児童福祉費負担金	52,043	児童扶養手当負担金 子育てのための施設等利用費国庫負担金 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金	34,544 15,472 2,027
1 中学校費負担金	24,383	校舎新增築事業負担金	24,383

15款 国庫支出金
2項 国庫補助金

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
2	国庫補助金	1,382,183	57,252	1,439,435
1	総務費国庫補助金	33,349	3,983	37,332
2	民生費国庫補助金	558,559	18,958	577,517
3	衛生費国庫補助金	45,279	1,528	46,807
4	土木費国庫補助金	680,159	41,151	721,310
5	消防費国庫補助金	8,079	△8,079	0
6	教育費国庫補助金	56,758	△289	56,469
16	県支出金	3,384,206	9,562	3,393,768
2	県補助金	1,229,839	9,562	1,239,401
1	総務費県補助金	48,143	△12	48,131
2	民生費県補助金	611,345	4,253	615,598

節		説 明	
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	3,983	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 古民家等観光資源化支援事業補助金 個人番号カード利用環境整備費補助金	2,391 1,500 92
1 社会福祉費補助金	23,130	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	23,130
2 児童福祉費補助金	△4,172	子ども・子育て支援交付金	△4,172
1 保健衛生費補助金	1,528	感染症予防事業等国庫補助金	1,528
1 道路橋りょう費補助金	61,403	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金	△49,161 110,564
2 都市計画費補助金	△19,855	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金	△36,000 16,145
3 住宅費補助金	△397	防災・安全交付金	△397
1 消防費補助金	△8,079	消防防災施設整備費補助金	△8,079
3 幼稚園費補助金	△289	幼稚園就園奨励費補助金(私立)	△289
1 総務管理費補助金	△12	土地利用規制等対策費交付金	△12
1 社会福祉費補助金	4,253	施設開設準備経費等支援事業費補助金 地域密着型サービス等整備助成事業費補助金	1,053 3,200

16 款 県支出金
2 項 県補助金

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
	4	農林水産業費県補助金	375,324	2,120	377,444
	6	土木費県補助金	16,901	3,201	20,102
18		寄附金	103,302	712	104,014
	1	寄附金	103,302	712	104,014
	4	民生費寄附金	1	500	501
	5	教育費寄附金	300	212	512
19		繰入金	2,507,328	△294,161	2,213,167
	1	基金繰入金	2,507,325	△310,930	2,196,395
	1	財政調整基金繰入金	1,357,637	△339,898	1,017,739
	22	耶馬の森林活性化基金繰入金	0	28,968	28,968
	2	特別会計繰入金	3	16,769	16,772

節		説 明	
区 分	金 額		
1 農業費補助金	320	団体営土地改良事業費補助金	320
2 林業費補助金	1,800	大分県林道事業費及び林道災害復旧事業費等補助金	1,800
1 土木管理費補助金	151	要緊急安全確認大規模建築物耐震改修補助金	151
2 住宅費補助金	350	ブロック塀等除却事業費補助金	350
3 河川費補助金	2,700	市町村営急傾斜地崩壊対策事業補助金	2,700
1 社会福祉費寄附金	500	福祉指定寄附金	500
2 小学校費寄附金	112	小学校指定寄附金	112
4 教育総務費寄附金	100	育英基金指定寄附金	100
1 財政調整基金繰入金	△339,898	財政調整基金繰入金	△339,898
1 耶馬の森林活性化基金繰入金	28,968	耶馬の森林活性化基金繰入金	28,968

19款 繰入金
2項 特別会計繰入金

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	1 国民健康保険事業特別会計繰入金	1	11,246	11,247
	2 介護保険事業特別会計繰入金	1	5,523	5,524
20	繰越金	1	670,028	670,029
	1 繰越金	1	670,028	670,029
	1 繰越金	1	670,028	670,029
21	諸収入	524,715	58,135	582,850
	5 雑入	452,381	58,135	510,516
	3 雑入	452,372	58,135	510,507
22	市債	4,341,900	△147,275	4,194,625
	1 市債	4,341,900	△147,275	4,194,625
	1 総務債	154,800	9,800	164,600
	2 民生債	171,200	7,900	179,100
	3 衛生債	110,400	1,300	111,700
	4 農林水産業債	292,400	55,000	347,400

節		説 明	
区 分	金 額		
1 国民健康保険事業特別会計繰入金	11,246	国民健康保険事業特別会計繰入金	11,246
1 介護保険事業特別会計繰入金	5,523	介護保険事業特別会計繰入金	5,523
1 繰越金	670,028	繰越金	670,028
6 消防団員退職報償金	483	消防団員退職報償金	483
9 雑入	57,652	特別障害者手当等給付費国庫負担金(過年度分)	93
		後期高齢者医療療養給付費負担金精算返還金	30,174
		中津市駐車場事業特別会計決算剰余金	15,410
		公立保育所給食費	4,050
		施設型給付費等事業費補助金(過年度分)	425
		二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	7,500
1 総務管理債	9,800	買い物支援事業債	300
		庁舎整備事業債	9,200
		市有財産整備事業債	300
2 児童福祉債	7,900	児童福祉施設整備事業債	7,900
2 清掃債	1,300	ごみ処理施設事業債	1,300
2 林業債	55,000	林道自然災害防止対策事業債	55,000

22款 市債
1項 市債

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
	5	商工債	206,600	△21,500	185,100
	6	土木債	1,388,300	30,200	1,418,500
	7	消防債	401,400	12,600	414,000
	8	教育債	366,800	19,700	386,500
	9	臨時財政対策債	1,250,000	△262,275	987,725

節		説	明
区分	金額		
1	商工債	△21,500	観光施設整備事業債 △21,500
1	道路橋りょう債	41,200	橋りょう長寿命化修繕事業債 11,400 道路橋りょう新設改良事業債 3,100 社会資本整備事業債 26,700
2	河川債	9,000	砂防事業債 9,000
4	都市計画債	△20,000	公園新設事業債 △32,400 公園施設長寿命化対策事業債 2,700 街路事業債 9,700
1	消防債	12,600	非常備消防施設整備事業債 8,000 防災事業債 4,600
2	中学校債	19,700	緑ヶ丘中学校校舎増築事業債 19,700
1	臨時財政対策債	△262,275	臨時財政対策債 △262,275

10款 教育費

1項 教育総務費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					
				特 定 財 源			一般財源		
				国県支出金	地方債	その他			
10		教育費	3,882,310	55,625	3,937,935	24,316	19,700	7,712	3,897
	1	教育総務費	727,533	170	727,703			100	70
	3	教育振興費	304,243	170	304,413			100 寄附金 100	70

節		説 明
区 分	金 額	
19	70	004 英語指導助手招致事業費 19 負担金補助及び交付金 (自治体国際化協会負担金) 029 基金管理事業費 25 積立金 (育英基金積立金)
25	100	
		70 70 (70) 100 100 (100)

10 款 教育費
2 項 小学校費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳							
				特 定 財 源			一般財源				
				国県支出金	地方債	その他					
10			教育費	3,882,310	55,625	3,937,935	24,316	19,700	7,712	3,897	
			2	小学校費	496,357	112	496,469			112	
			1	学校管理費	295,873	112	295,985			112	
									寄附金	112	

節		説 明	
区 分	金 額		
11	77	001 小学校管理事業費	112
		11 需用費	77
		(消耗品費)	(77)
18	35	18 備品購入費	35
		(管理備品)	(35)

10款 教育費
3項 中学校費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					
				特 定 財 源			一般財源		
				国県支出金	地方債	その他			
10		教育費	3,882,310	55,625	3,937,935	24,316	19,700	7,712	3,897
	3	中学校費	474,746	53,592	528,338	24,383	19,700	7,500	2,009
		3 学校建設費	177,651	53,592	231,243	24,383	19,700	7,500	2,009
						国庫支出金	市債	諸収入	
						24,383	19,700	7,500	

節		説 明	
区 分	金 額		
12	300	015 緑ヶ丘中学校校舎増築事業費	53,592
		12 役務費	300
		(手数料)	(300)
15	53,292	15 工事請負費	53,292
		(解体工事)	(6,100)
		(施設改修工事)	(47,192)

10款 教育費
4項 幼稚園費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					
				特 定 財 源			一般財源		
				国県支出金	地方債	その他			
10		教育費	3,882,310	55,625	3,937,935	24,316	19,700	7,712	3,897
	4	幼稚園費	260,917	△193	260,724	△67			△126
		1 幼稚園費	260,917	△193	260,724	△67			△126
						国庫支出金			
						△67			

節		説 明	
区 分	金 額		
19 負担金補助及 び交付金	△637	003 幼稚園運営事業費 19 負担金補助及び交付金 (私立幼稚園就園奨励費補助金)	△193 △637 (△637)
20 扶助費	444	20 扶助費 (子育てのための施設等利用費)	444 (444)

10款 教育費
6項 保健体育費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					
				特 定 財 源			一般財源		
				国県支出金	地方債	その他			
10		教育費	3,882,310	55,625	3,937,935	24,316	19,700	7,712	3,897
	6	保健体育費	805,745	1,944	807,689				1,944
	3	学校給食運 営費	477,859	1,944	479,803				1,944

節		説 明	
区 分	金 額		
19	負担金補助及 び交付金	1,944	003 児童生徒援助事業費 19 負担金補助及び交付金 (幼稚園給食副食費負担金)
			1,944 1,944 (1,944)

幼稚園の設置に関する条例の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和元年8月16日提出

中津市教育委員会

教育長 栗田英代

幼稚園の設置に関する条例の一部を改正する条例の概要

1. 提案理由

令和元年10月1日から実施される保育料無償化に伴い、所要の改正を行うもの。

〈無償化の概要〉

区分	1号認定のみ (保育を要しない)	1号・新2号認定 (保育を要する)
幼稚園教育に係る保育料	無償化	無償化
子ども園事業の利用に応じた預かり保育料	現行保育料 (5歳児は一時預かりのみ)	無償化 (保育時間16:30までの撤廃)

2. 改正の内容

- ・幼稚園教育に係る保育料が無償化となることから幼稚園教育に係る保育料の規定を削除するもの。
- ・幼稚園教育に係る保育料の規定を削除したことに伴い、「保育料等」を「預かり保育料」に改めるもの。

3. 施行期日等

令和元年10月1日から施行

議第 号

幼稚園の設置に関する条例の一部改正について

幼稚園の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 月 日提出

中津市長 奥 塚 正 典

記

幼稚園の設置に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園の設置に関する条例（昭和39年中津市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「保育料等」を「預かり保育料」に改め、同条第1項中「幼稚園教育に係る保育料及び」を削り、「保育料等」を「預かり保育料」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 預かり保育料の額は、月額7,200円（日額については900円）を超えない範囲内において教育委員会が規則で定める額とする。

第4条第3項中「保育料等」を「預かり保育料」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に行った幼稚園教育に係る保育料については、この条例による改正後の幼稚園の設置に関する条例第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

説 明

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、幼稚園教育に係る保育料を無償化する必要があるため、本案のように改正いたしたく提出する。

新旧対照表

○幼稚園の設置に関する条例

改正後	改正前
<p>(預かり保育料の徴収等)</p> <p>第4条 市長は、_____子ども園事業の利用に応じた預かり保育料（以下「<u>預かり保育料</u>」という。）を徴収する。</p> <p>2 <u>預かり保育料の額は、月額7,200円（日額については900円）を超えない範囲内において教育委員会が規則で定める額とする。</u></p> <p>3 <u>預かり保育料</u>は、規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。</p>	<p>(保育料等_____の徴収等)</p> <p>第4条 市長は、<u>幼稚園教育に係る保育料及び子ども園事業の利用に応じた預かり保育料</u>（以下「<u>保育料等_____</u>」という。）を徴収する。</p> <p>2 <u>保育料等の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>幼稚園教育に係る保育料 中津市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（平成27年中津市条例第2号）に規定する利用者負担額を超えない範囲内において教育委員会が規則で定める額</u></p> <p>(2) <u>子ども園事業の利用に応じた預かり保育料 月額7,200円（日額については900円）を超えない範囲内において教育委員会が規則で定める額</u></p> <p>3 <u>保育料等_____</u>は、規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。</p>

中津市立幼稚園規則の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和元年8月16日提出

中津市教育委員会

教育長 栗 田 英 代

中津市立幼稚園規則の一部を改正する規則の概要

1. 提案理由

令和元年10月1日から実施される保育料無償化に伴い、所要の改正を行うもの。

〈無償化の概要〉

区分	1号認定のみ (保育を要しない)	1号・新2号認定 (保育を要する)
幼稚園教育に係る保育料	無償化	無償化
子ども園事業の利用に応じた預かり保育料	現行保育料 (5歳児は一時預かりのみ)	無償化 (保育時間16:30までの撤廃)

2. 改正の内容

- ・保育料等が無償化となることから、保護者及びその保証人による誓約書については、教育委員会が必要と認めた場合に提出することと改めるもの。
- ・幼稚園教育に係る保育料が無償化となることから、幼稚園教育に係る保育料の規定を削除したことに伴い、「保育料」を「預かり保育料」に改めるもの。

3. 施行期日等

令和元年10月1日から施行

中津市立幼稚園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

中津市立幼稚園規則の一部を改正する規則

中津市立幼稚園規則（平成25年中教規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号を次のように改める。

（2） 保護者及びその保証人による誓約書その他の教育委員会が必要と認める書類

第5条第1項第3号を削り、同条第2項第5号中「保育料」を「預かり保育料」に改める。

第7条中「保育料」を「預かり保育料」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

新旧対照表

○中津市立幼稚園規則

改正後	改正前
<p>(入園手続)</p> <p>第5条 幼稚園に入園しようとする者の保護者は、次の各号に掲げる書類を当該幼稚園を経て、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 保護者及びその保証人による誓約書その他の教育委員会が必要と認</p>	<p>(入園手続)</p> <p>第5条 幼稚園に入園しようとする者の保護者は、次の各号に掲げる書類を当該幼稚園を経て、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 保護者及びその保証人による誓約書</p>
<p><u>める書類</u></p> <p>(削る)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項第2号の保証人となることができない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>預かり保育料</u>の滞納があるときにその責めを負う能力がないと認められる者</p>	<p>_____</p> <p>(3) <u>その他教育委員会が必要と認める書類</u></p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項第2号の保証人となることができない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>保育料</u>の滞納があるときにその責めを負う能力がないと認められる者</p>
<p>3 略</p> <p>(出席停止又は退園)</p> <p>第7条 教育委員会は、園児が次の各号のいずれかに該当するときは、当該園児の出席を停止し、又は退園させることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>預かり保育料</u>の滞納があるとき。</p>	<p>3 略</p> <p>(出席停止又は退園)</p> <p>第7条 教育委員会は、園児が次の各号のいずれかに該当するときは、当該園児の出席を停止し、又は退園させることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>保育料</u>の滞納があるとき。</p>

中津市立幼稚園保育料等規則の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和元年8月16日提出

中津市教育委員会

教育長 栗田英代

中津市立幼稚園保育料等規則の一部を改正する規則の概要

1. 提案理由

令和元年10月1日から実施される保育料無償化に伴い、所要の改正を行うもの。

〈無償化の概要〉

区分	1号認定のみ (保育を要しない)	1号・新2号認定 (保育を要する)
幼稚園教育に係る保育料	無償化	無償化
子ども園事業の利用に応じた預かり保育料	現行保育料 (5歳児は一時預かりのみ)	無償化 (保育時間16:30までの撤廃)

2. 改正の内容

- ・幼稚園教育に係る保育料が無償化となることから幼稚園教育に係る保育料の規定を削除するもの。
- ・幼稚園教育に係る保育料の規定を削除したことに伴い、「保育料等」を「預かり保育料」に改めるもの。

3. 施行期日等

令和元年10月1日から施行

中津市立幼稚園保育料等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

中津市立幼稚園保育料等規則の一部を改正する規則

中津市立幼稚園保育料等規則（平成28年中教規則第4号）の一部を次のように改正する。

題名中「保育料等」を「預かり保育料」に改める。

第1条中「第4条第2項」を「第4条」に、「保育料等」を「預かり保育料」に改める。

第3条を次のように改める。

（預かり保育料の額）

第3条 条例第4条第2項の規則で定める額は、次の表のとおりとする。

（1） 月額

区分		預かり保育料
4歳児	午後4時30分まで	3,100 円
	午後6時まで	5,000
5歳児	午後6時まで	7,200

（2） 日額（一時預かり）

区分		預かり保育料	
		登園日	登園日以外の日
4歳児及び5歳児	午後4時30分まで	400 円	800 円
	午後6時まで	500	900

備考

- 1 子どもの属する世帯が生活保護世帯等又は当該年度分の市町村民税所得非課税世帯に該当する場合における預かり保育料は、零とする。
- 2 同一の世帯（備考1に該当する世帯を除く。）において、2人以上の子ども

が子ども園事業を利用する場合における預かり保育料の額は、当該利用しようとする年長者の子どもから順に2人目以降の子どもについて、それぞれこの表に定める額の半額とする。

2 前項の規定により算定した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第4条（見出しを含む）中「保育料等」を「預かり保育料」に改める。

第5条中「保育料」を「預かり保育料」に、「保育料等減免措置に関する調書」を「預かり保育料減免措置に関する調書」に改める。

第6条から第9条までの規定中「保育料等」を「預かり保育料」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

新旧対照表

○中津市立幼稚園保育料等規則

改正後	改正前																						
<p>中津市立幼稚園預かり保育料規則 (趣旨)</p>	<p>中津市立幼稚園保育料等規則 (趣旨)</p>																						
<p>第1条 この規則は、幼稚園の設置に関する条例（昭和39年中津市条例第28号。以下「条例」という。）第4条及び第5条の規定に基づき、幼稚園の預かり保育料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。</p> <p>(預かり保育料の額)</p>	<p>第1条 この規則は、幼稚園の設置に関する条例（昭和39年中津市条例第28号。以下「条例」という。）第4条第2項及び第5条の規定に基づき、幼稚園の保育料等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。</p> <p>(保育料等の額)</p> <p>第3条 条例第4条第2項第1号の規則で定める額は、次の表のとおりとする。</p>																						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th rowspan="2">定義</th> <th colspan="2">保育料（月額）</th> </tr> <tr> <th>5歳児</th> <th>4歳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1</td> <td>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯（以下「生活保護世帯等」という。）</td> <td style="text-align: center;">円 0</td> <td style="text-align: center;">円 0</td> </tr> <tr> <td>第2</td> <td>第1階層を除き、市町村民税所得当該年度分（4月割非課税世帯</td> <td style="text-align: center;">円 0</td> <td style="text-align: center;">円 3,000</td> </tr> <tr> <td>第3</td> <td>から8月までにあっては前年度分。以下同じ。）市民税所得割課税額</td> <td style="text-align: center;">円 5,500</td> <td style="text-align: center;">円 10,000</td> </tr> <tr> <td>第4</td> <td>の市町村民税の</td> <td style="text-align: center;">円 5,500</td> <td style="text-align: center;">円 15,000</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	定義	保育料（月額）		5歳児	4歳児	第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯（以下「生活保護世帯等」という。）	円 0	円 0	第2	第1階層を除き、市町村民税所得当該年度分（4月割非課税世帯	円 0	円 3,000	第3	から8月までにあっては前年度分。以下同じ。）市民税所得割課税額	円 5,500	円 10,000	第4	の市町村民税の	円 5,500	円 15,000
階層区分	定義			保育料（月額）																			
		5歳児	4歳児																				
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯（以下「生活保護世帯等」という。）	円 0	円 0																				
第2	第1階層を除き、市町村民税所得当該年度分（4月割非課税世帯	円 0	円 3,000																				
第3	から8月までにあっては前年度分。以下同じ。）市民税所得割課税額	円 5,500	円 10,000																				
第4	の市町村民税の	円 5,500	円 15,000																				

改正後		改正前			
	額の区分が次の 区分に該当する 世帯	211,200円以下			
第5		211,201円以上	5,500	19,000	

備考

- この表において地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法附則第5条の4第6項その他の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）は、保護者及び当該保護者と同一世帯に属する者の所得割の額（これらの者が同法第318条に規定する賦課期日において地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定した額とする。）を合算した額とする。この場合において、保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同政令第2条第2号に規定する男子に該当するときは、当該保護者の申請により地方税法第314条の2第1項第8号及び同条第3項の規定を準用して所得割の額の再計算を行うものとする。
- この表において「市町村民税所得割非課税世帯」とは、保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。）である場合における当該保護者又は養育里親等（児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同

改正後	改正前
	<p>法第6条の4第2項に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長である保護者の世帯をいう。</p> <p>3 保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第4項に規定する要保護者等をいう。）に該当する場合における4歳児の保育料の適用については、この表第2の項4歳児の欄中「3,000」とあるのは「0」と、同表第3の項5歳児の欄中「5,500」とあるのは「3,000」と、同項4歳児の欄中「10,000」とあるのは「3,000」とする。</p> <p>4 同一の世帯において3歳以上の子どもであって9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども（以下「小学校第3学年修了前子ども」という。）が2人以上いる場合における保育料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）年長者の小学校第3学年修了前子どもから順に2人目に当たる園児 この表に定める額（備考3に規定する場合に該当する場合にあっては、当該規定を適用した場合の額）の半額</p> <p>（2）年長者の小学校第3学年修了前子どもから順に3人目以降の園児 零</p> <p>5 備考4の規定は、保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者の所得割の額を合算した額が77,101円未満であって、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。）が2人以上いる場合において準用する。この場合において、備考4（1）及び（2）中「小学校第3学年修了前子ども」とあるのは「特定被監護者等」と読み替えるものとする。</p> <p>6 備考4（2）の規定は、備考5に規定する場合であって、当該世帯に属する者が市町村民税所得割非課税世帯又は要保護者等に該当する場合において準用する。この場合において、備考4（2）中「小学校第3学年修了前子ども」とあるのは「特定被監護者等」と、「3人目」とあるのは</p>

改正後	改正前																																			
<p>第3条 条例第4条第2項 の規則で定める額は、次の表のとおりとする。</p>	<p>「2人目」と読み替えるものとする。 7 月の中途において入退園する4歳児の保育料は、日割りにより計算した額とする。 条例第4条第2項第2号の規則で定める額は、次の表のとおりとする。</p>																																			
<p>る。 (1)月額</p> <table border="1" data-bbox="174 443 1081 718"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>預かり保育料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">4歳児</td> <td>午後4時30分まで</td> <td>3,100 円</td> </tr> <tr> <td>午後6時まで</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>午後6時まで</td> <td>7,200</td> </tr> </tbody> </table>	区分		預かり保育料	4歳児	午後4時30分まで	3,100 円	午後6時まで	5,000	5歳児	午後6時まで	7,200	<table border="1" data-bbox="1171 395 2067 718"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">午後4時30分まで</th> <th colspan="2">午後6時まで</th> </tr> <tr> <th>5歳児</th> <th>4歳児</th> <th>5歳児</th> <th>4歳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預かり保育(月額)</td> <td>5,500 円</td> <td>3,100 円</td> <td>7,200 円</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>一時預かり(月額)</td> <td colspan="2">400 円</td> <td colspan="2">500 円</td> </tr> <tr> <td>登園日以外の日</td> <td colspan="2">800 円</td> <td colspan="2">900 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午後4時30分まで		午後6時まで		5歳児	4歳児	5歳児	4歳児	預かり保育(月額)	5,500 円	3,100 円	7,200 円	5,000 円	一時預かり(月額)	400 円		500 円		登園日以外の日	800 円		900 円	
区分		預かり保育料																																		
4歳児	午後4時30分まで	3,100 円																																		
	午後6時まで	5,000																																		
5歳児	午後6時まで	7,200																																		
区分	午後4時30分まで		午後6時まで																																	
	5歳児	4歳児	5歳児	4歳児																																
預かり保育(月額)	5,500 円	3,100 円	7,200 円	5,000 円																																
一時預かり(月額)	400 円		500 円																																	
登園日以外の日	800 円		900 円																																	
<p>(2)日額(一時預かり)</p> <table border="1" data-bbox="174 767 1081 1037"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">預かり保育料</th> </tr> <tr> <th>登園日</th> <th>登園日以外の日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">4歳児及び5歳児</td> <td>午後4時30分まで</td> <td>400 円</td> </tr> <tr> <td>午後6時まで</td> <td>500 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	預かり保育料		登園日	登園日以外の日	4歳児及び5歳児	午後4時30分まで	400 円	午後6時まで	500 円																										
区分		預かり保育料																																		
	登園日	登園日以外の日																																		
4歳児及び5歳児	午後4時30分まで	400 円																																		
	午後6時まで	500 円																																		
<p>備考</p> <p>1 子どもの属する世帯が生活保護世帯等又は当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯に該当する場合における預かり保育料は、零とする。</p> <p>2 同一の世帯(備考1に該当する世帯を除く。)において、2人以上の子どもが子ども園事業を利用する場合における預かり保育料の額は、当該利用しようとする年長者の子どもから順に2人目以降の子どもについて、それぞれこの表に定める額の半額とする。</p> <p>2 前項の規定により算定した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>備考</p> <p>1 子どもの属する世帯が生活保護世帯等又は当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯に該当する場合における預かり保育料は、零とする。</p> <p>2 同一の世帯(備考1に該当する世帯を除く。)において、2人以上の子どもが子ども園事業を利用する場合における預かり保育料の額は、当該利用しようとする年長者の子どもから順に2人目以降の子どもについて、それぞれこの表に定める額の半額とする。</p> <p>3 前2項の規定により算定した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>																																			

改正後	改正前
<p>(<u>預かり保育料</u>の減免)</p> <p>第4条 市長は、保護者が経済的困難等の理由により、所得が前年に比して著しく減じ、その<u>預かり保育料等</u>を納入することが困難であると認めるときは、<u>預かり保育料</u>を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 市長は、その他特別に必要ながあると認めるときは<u>預かり保育料</u>を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(減免手続)</p> <p>第5条 前条の規定により<u>預かり保育料</u>の減額又は免除を受けようとする保護者は、「<u>預かり保育料減免措置に関する調書</u>」に所定事項を記入し関係書類を添付の上、幼稚園長を経由して市長に提出しなければならない。</p> <p>(減免通知)</p> <p>第6条 市長は、前条の届出の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、<u>預かり保育料</u>の減額又は免除の可否を決定し、幼稚園長に通知し、幼稚園長は速やかにこの旨保護者に通知しなければならない。</p> <p>(<u>預かり保育料</u>の変更)</p> <p>第7条 市長は、第3条の規定により決定した<u>預かり保育料</u>を変更したときは、速やかに<u>預かり保育料</u>変更通知書により保護者に通知するものとする。</p> <p>(納期限)</p> <p>第8条 <u>預かり保育料</u>の納期限は、各月分につき当該月の末日とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この規則に定めるもののほか、<u>預かり保育料</u>に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>(<u>保育料等</u>の減免)</p> <p>第4条 市長は、保護者が経済的困難等の理由により、所得が前年に比して著しく減じ、その<u>保育料等</u>を納入することが困難であると認めるときは、<u>保育料等</u>を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 市長は、その他特別に必要ながあると認めるときは<u>保育料等</u>を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(減免手続)</p> <p>第5条 前条の規定により<u>保育料</u>の減額又は免除を受けようとする保護者は、「<u>保育料等 減免措置に関する調書</u>」に所定事項を記入し関係書類を添付の上、幼稚園長を経由して市長に提出しなければならない。</p> <p>(減免通知)</p> <p>第6条 市長は、前条の届出の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、<u>保育料等</u>の減額又は免除の可否を決定し、幼稚園長に通知し、幼稚園長は速やかにこの旨保護者に通知しなければならない。</p> <p>(<u>保育料等</u>の変更)</p> <p>第7条 市長は、第3条の規定により決定した<u>保育料等</u>を変更したときは、速やかに<u>保育料等</u>変更通知書により保護者に通知するものとする。</p> <p>(納期限)</p> <p>第8条 <u>保育料等</u>の納期限は、各月分につき当該月の末日とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この規則に定めるもののほか、<u>保育料等</u>に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>

令和2年度教育関連の政府予算に係る要請書について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和元年8月16日提出

中津市教育委員会

教育長 栗田英代

中教学第 号
令和元年 月 日

大分県教育委員会教育長 殿
大分県教育庁中津教育事務所長 殿

中津市教育委員会
教育長 栗田 英代

**教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、
令和2年度政府予算に係る要請書について**

貴職におかれましては、大分県教育行政推進につきまして、平素から格段のご指導ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

つきましては、地方教育行政の一層の振興を図るため、財政厳しい折ではありますが、下記について要請いたしますので、趣旨についてご理解いただくとともに、実現に向けた早急なる対応について配意願います。

記

1. 教育環境改善のために、計画的な職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。
3. 少人数学級を推進するとともに、複式学級を解消すること。

中津市教育委員会施策の点検・評価に関する報告書について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和元年8月16日提出

中津市教育委員会

教育長 栗田英代

中津市教育委員会施策の点検・評価に関する報告書概要版

(平成 30 年度対象)

I はじめに

1. 目的

平成 19 年 6 月に一部改正（平成 20 年 4 月 1 日施行）された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理・執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとされました。

そこで、中津市教育委員会では、教育委員会が立てた基本方針にそって具体的な教育行政が執行されているかについて、教育委員会自らが事後にチェックし、今後の効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民に対する説明責任を果たすため、この点検・評価を実施し、報告書にとりまとめました。

2. 点検・評価の実施方法等

(1) 法定事項

点検・評価の実施については、次の 4 点が法定事項になっています。

- ①毎年実施すること。
- ②教育委員会の権限に属する事務(教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務を含む。)の管理・執行状況について点検・評価を行うこと。
- ③点検・評価の実施に当たっては、学識経験を有する者の知見の活用を図ること。
- ④点検・評価結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表を行うこと。

(2) 実施方法

①対象期間

平成 30 年度の管理・執行状況

②点検・評価の項目について

中津市教育委員会では、市教育行政の長期的、総合的な指針として、「なかつ安心・元気・未来プラン 2017（第五次中津市総合計画）」（平成 29 年 3 月策定）及び「中津市教育振興基本計画」（平成 21 年 3 月策定、平成 29 年 3 月改訂）に基づき各種施策を推進しており、平成 30 年度は重点的な 25 項目について点検・評価を行いました。

③学識経験を有する者の知見の活用について

教育に関し学識経験を有する者の知見活用に当たっては、教育に関して公正な意見を述べるのが期待できる人の知見を活用しました。

④報告・公表方法

点検・評価結果に関する報告書は、定例市議会（教育産業建設委員会）に提出し、その後、中津市教育委員会のホームページに公表します。

3. 自己評価及び総合評価の判定基準

(1) 自己評価について

事業主管課長が、適応性・効率性・達成度の3つの着眼点で、5段階で自己評価しました。

評価項目	着 眼 点
適応性	①市民ニーズや社会の変化に対応しているか
	②同じ目的を達成するために他に手段はないか
効率性	③内容の見直しや重点化を行っているか
	④事業の円滑な推進のための調整を行っているか
達成度	⑤当初の目標どおりに進めることができているか

【ランク説明】

ランク	着 眼 点
5	達成（80%以上）
4	着実に進捗（相当程度達成・79～60%）
3	やや不十分（59～40%）
2	不十分（39～20%）
1	抜本的見直しが必要（19～0%）

(2) 総合評価について

教育委員会及び課長級で構成された中津市教育委員会施策評価実行委員会が、目標、達成度、自己評価を総合的に判断して、5段階で総合評価をしました。

ランク	着 眼 点
A	優れた取り組みが多く、十分成果が上がっている
B	優れた取り組みがいくつかあり、成果が見える
C	一定の成果が見られるが、更なる取り組みを要する
D	成果が上がってなく、改善を必要とする
E	抜本的見直しが必要

II 点検・評価

1. 施策名と評価一覧

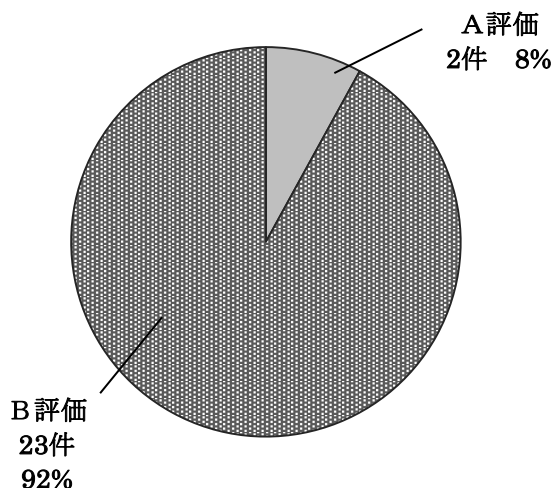
施策別 基本目標	基本姿勢	施策名		自己 評価	総合 評価	所管課
学びたい教育の まちづくり (学校教育)	学校教育の充実 (義務教育の充実)	1	授業改善による学力向上	4	B	学校教育課
		2	いじめ・不登校未然防止の強化	4	B	学校教育課
	学校教育の充実 (小・中・高・短期 大学との連携促進)	3	グローバル人材の育成	4	B	学校教育課
	学校教育の充実 (幼児教育の充実)	4	魅力ある教育課程の編成 幼保小・民間事業所との連携	4	B	学校教育課
	学校の適正規模・適 正配置指針検討	5	学校の適正規模・適正配置指 針検討	4	B	教育総務課
	安心安全な学校施設 の計画的整備促進	6	安心安全な学校施設の計画的 整備	4	B	教育総務課
	学校給食の充実	7	地産地消の推進	4	B	体育・給食 課
学びたい教育の まちづくり (生涯学習・産 業教育の推進)	生涯学習の推進	8	生涯学習推進基盤の整備	4	B	社会教育課
		9	学習機会の拡充と学習効果の 活用	4	B	社会教育課
		10	学習交流施設の活用	4	B	社会教育課
	教育の協働	11	中津市地域協育振興プラン推 進事業	4	B	社会教育課
	生涯学習センター 「学びん館」	12	生涯学習センターの事業充実	5	A	社会教育課
	産業教育の推進	13	キャリア教育及び職場訪問、 職場体験の充実	4	B	学校教育課
		14	多様な体験の場の活用	4	B	社会教育課
図書館の充実	15	図書館機能・読書活動の充実	5	A	小幡記念図 書館	

施策別 基本目標	基本姿勢	施策名		自己 評価	総合 評価	所管課
学びたい教育の まちづくり (文化・スポーツの推進)	スポーツの振興	16	生涯スポーツの推進	4	B	体育・給食課
		17	競技力向上及びジュニアの育成	4	B	体育・給食課
		18	市民ニーズに応えるスポーツ施設の整備や多機能多目的な施設利用	4	B	体育・給食課
		19	東京オリンピック・ラグビーワールドカップ等事前キャンプ地誘致活動	4	B	体育・給食課
	文化・芸術活動の推進	20	文化施設の充実	4	B	社会教育課
		21	文化芸術活動の推進	4	B	社会教育課
	歴史と文化の伝承	22	資料館活動の充実	4	B	社会教育課
		23	文化財保護体制の確立	4	B	社会教育課
		24	文化財の保存・活用	4	B	社会教育課
	学びたい教育の まちづくり (教育委員会活動の充実)	教育委員会活動の充実	25	教育委員会の機能強化	4	B

2. 評価の分析

教育委員会及び課長級で構成された中津市教育委員会施策評価実行委員会が、目標、達成度、自己評価を総合的に判断して、5段階で総合評価したところ、A評価2件、B評価23件となりました。

各課では教育の向上を図るために、毎年より高い意識を持って施策の目標設定を行っており、その達成に努めています。



ランク	着 眼 点
A	優れた取り組みが多く、十分成果が上がっている
B	優れた取り組みがいくつかあり、成果が見える
C	一定の成果が見られるが、更なる取り組みを要する
D	成果が上がってなく、改善を必要とする
E	抜本的見直しが必要

その結果、25項目ある施策の概ねが、優れた取り組みにより着実に成果が見える状況であります。

特にA評価の施策である「生涯学習センターの事業充実」では、生涯学習センターの利用者数や利用回数は着実に増加していることや、生涯学習大学の受講者数の増加、健康エアロビクスやパン教室等の新規サークルの誕生など生涯学習に対する継続的な取り組みを行った成果が表れております。

「図書館機能・読書活動の充実」では、前年に比べ図書館の利用者数・貸出冊数ともに増加していることや「おはなし会」、「あかちゃんタイム」・学校連携などが評価され、『子どもの読書活動優秀実践図書館』として文部科学大臣表彰を受賞するなど、優れた取り組みが多く十分な成果を上げることができました。

また、本年度は、全ての施策において優れた取り組みが見受けられ、更なる取り組みを要するものや改善を必要とするものなどの評価はありませんでしたが、今後においても、引き続きより高い目標の達成を目指し、施策の設定及び評価を継続して取り組んでいきたいと考えています。

Ⅲ 学識経験を有する者の知見

東九州短期大学 特任教授 松田 順子

教育は、人間の成長、発達、基盤であるとともに、社会の存続と発展の根っ子の部分であることは言うまでもありません。近年、人口減少、少子高齢化、グローバル化、ICTの進展、技術革新など社会情勢の変化の中、今の子どもたちやこれから誕生する子どもたちが成人して活躍する頃の社会は、厳しい時代を迎えているものと予想されます。一人一人が現代の豊かさを持続させる担い手として、また、社会の成長につながる未来へ挑戦する意欲や困難に耐える力など新しい価値を生み出していくことや可能な力をつけていくことが求められてきます。

特に大きな変化の一つとして、人工知能（AI）の飛躍的な進化を挙げることができます。人工知能が自ら知識を概念的に理解し、思考し始めていることも言われていますが、このことが、学校において獲得する知識の意味の大きな影響をもたらすのではないかと危惧されているところでもあります。

また、雇用においても大きな変化をもたらすことでしょう。しかし、教育はあくまでも人間の教育であり、人間そのものの存在にかかわるものですから、今まさに「教育とは何か」「人間社会とは何か」をもっと根源的にとらえていく必要があると考えます。ゆえに、創造的な教育実践をめざし、かつ、柔軟な教育の仕組みを見い出していくことが、重要であるといえるでしょう。何よりも子どもの成長、発達にかかわる学校、家庭、地域が創意工夫を十分に発揮できる環境の醸成を図っていかなければなりません。

こうした背景のもと、中津市では目標実現に向け「安心づくり」「元気づくり」「未来づくり」のスローガンを基本として「自立する力を育て、社会で活躍できる人材の育成」と「いつでも、どこでも、だれでも学べる環境づくり」を教育振興基本計画の基本構想とし、4点の項目を掲げ平成30年度に取り組みされてきています。このことにつきまして、資料などから判断できる範囲内で「点検・評価」をし、意見を述べることにします。

【総合評価】

平成30年度施策毎の取り組みとその成果を詳細に読み取らせていただきました。平成29年度の課題を精査し、新たな施策を打ち出し、それらを着実に取り組まれている点において、優れた成果が見られます。「暮らし満足No. 1のまち中津」の実現に邁進している内容となっていることが実感できます。

本市教育委員会所管の施策や事業を対象としていますが、随所に他の部署や関係部局と連携したものとなっていること、何にも増して全市民のニーズにも配慮された中味の濃いものとなっていますことに、次年度への期待が膨らみます。

8月 教育委員会 報告

日・曜	時間	催 し 物	場 所	備 考
7月30日		県教育長訪問	県教育庁	市長、教育長、教育次長 中津南高耶馬溪校にかかる中津市の支援 状況の説明と存続の要望 他
1日（木）	：	九州地区市町村教委研修大会	大分市	文科省の最新情報について説明
2日（金）	：			
3日（土）	9：00	新中津市学校オープニング式典 中学生英会話塾スタート	新中津市学校	慶應義塾長谷山塾長挨拶 市内高校生が参加してパネルディスカッション
4日（日）	：			
5日（月）	：	校長・新任等教頭面談 和田CC起工式		目標達成に係る面談 学力調査結果分析後の取組を確認
	11：00	おはなし会(幼児向け)	図書館視聴覚室	
6日（火）	：			
7日（水）	13：30	小学生夏休み工作教室	図書館視聴覚室	
	：	校長面談、中学校外国語科協議		授業改善・学力向上策等について指導教 諭等と協議、部会へ拡大
8日（木）	8：30	校長面談 アーカイブス講座 ～12日	新中津市学校	古文書を生きた教材として専門分野の人 材育成。慶應義塾をはじめ全国から先生 方や大学生が参加。地元高校生も
9日（金）	8：00	校長面談 中津のこどもin九重 ネイチャーキャンプ (～11日)	九重青少年の家	
10日（土）	：			
11日（日）	：			
12日（月）	：			
13日（火）	：	学校閉庁日(～15日)	幼小中学校	
14日（水）	：			
15日（木）	13：30	夏休み子ども水上スキー・ウェイクボード 教室(～16日)	耶馬溪アクアパーク	
16日（金）	13：30	定例教育委員会	教育委員会室	
17日（土）	：			
18日（日）	：	海外留学生報告会		JGL参加中学生、中津南高校合同
19日（月）	11：00	おはなし会(幼児向け)	図書館視聴覚室	
20日（火）	：			
21日（水）	10：30	あかちゃんタイム&赤ちゃんおはなし会	小幡記念図書館	
22日（木）	：	中津市人権教育研究協議会 大分県市町村教育長協議会	中津市文化会館 国東市	
23日（金）	：	日韓中親善水上スキー・ウェイクボード 選手権大会&ウェストジャパンオープン ウォータースキートーナメント大会(～25日)	耶馬溪アクアパーク	
24日（土）	：			
25日（日）	：			
26日（月）	：	2学期始業式	幼小中学校	
	11：00	おはなし会(幼児向け)	図書館視聴覚室	
27日（火）	：	校長会議		
28日（水）	：			
29日（木）	15：00	第1回アクティブラーナー研修会	大幡コミュニティー センター	菊池省三先生を迎えてディベート研修
30日（金）	：			
31日（土）	：			

9月 教育委員会行事予定表

日・曜	時間	催し物	場所	主催・担当課等	出席依頼者
1日(日)	:				
2日(月)	:	市議会開会			
3日(火)	:				
4日(水)	:				
5日(木)	:	授業改善講座(西留先生)	城北中	学校教育課	
	18:30	「みんな活躍授業」研修会(西留先生)	新中津市学校	学校教育課	
6日(金)	:	授業改善講座(西留先生)	南部小・北部小	学校教育課	
	13:30	幼小接続「地区別」合同研修会	院内文化交流ホール	学校教育課	
7日(土)	9:00	中学校英語弁論大会	市役所大会議室	学校教育課	
8日(日)	:	運動会	津民小	学校教育課	
9日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
10日(火)	:	市議会一般質問(13日まで)			
11日(水)	9:00	「ほめあうまち なかつ(HOME-MACHI)」(12日まで)	中津中学校	生涯学習推進室	
12日(木)	:				
13日(金)	15:00	適応指導教室研修会	中津下毛教育会館	学校教育課	
14日(土)	:				
15日(日)	17:00	白髭神社大名行列	白髭神社	文化財室	
16日(月)	:				
17日(火)	:				
18日(水)	10:30	あかちゃんタイム&赤ちゃんおはなし会	小幡記念図書館	小幡記念図書館	
	13:30	第4回「中津学」	リル・ドリーム	生涯学習推進室	
19日(木)	:	市議会議案質疑			
20日(金)	:	市議会教育産業建設委員会			
21日(土)	:	運動会・体育大会	南部・下郷小、緑ヶ丘・東中津・今津・本耶馬溪・山国中	学校教育課	
22日(日)	:	運動会	真坂・城井小	学校教育課	
23日(月)	:				
24日(火)	:				
25日(水)	:				
26日(木)	:				
27日(金)	13:30	定例教育委員会	教育委員会室	教育総務課	教育長他
28日(土)	:	運動会	北部・豊田・鶴居・三保・今津・沖代・山口・稜・樋田・三郷小	学校教育課	
	:	県新人大会(陸上・水泳)	未定	学校教育課	
29日(日)	:	運動会	小楠・大幡・如水・和田・深水小	学校教育課	
30日(月)	:	市議会閉会			